

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月11日
【四半期会計期間】	第96期第2四半期（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）
【会社名】	株式会社パイオラックス
【英訳名】	PIOLAX, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 島津 幸彦
【本店の所在の場所】	横浜市保土ヶ谷区岩井町51番地
【電話番号】	045(731)1211
【事務連絡者氏名】	経営管理部経理チームマネージャー 郷原 慎一
【最寄りの連絡場所】	横浜市保土ヶ谷区岩井町51番地
【電話番号】	045(731)1211
【事務連絡者氏名】	経営管理部経理チームマネージャー 郷原 慎一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第95期 第2四半期連結 累計期間	第96期 第2四半期連結 累計期間	第95期
会計期間	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
売上高(百万円)	22,559	21,789	44,852
経常利益(百万円)	3,058	2,083	5,628
四半期(当期)純利益(百万円)	1,933	1,383	3,544
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,454	1,277	2,681
純資産額(百万円)	45,694	47,527	46,703
総資産額(百万円)	54,370	56,195	55,861
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	152.97	109.88	280.41
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	83.52	84.01	83.12
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,157	1,070	5,798
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,119	2,395	3,062
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	89	344	427
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	11,928	11,524	13,203

回次	第95期 第2四半期連結 会計期間	第96期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自平成22年 7月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 7月1日 至平成23年 9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	76.01	67.63

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4. 第95期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第2四半期連結累計期間のわが国経済は、東日本大震災の復興に向けて企業の設備投資や個人消費に改善の兆しが見られたものの、欧州の金融不安に伴う欧米経済の停滞や、円高・株安の進行により景気は依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの主要なお取引先である自動車業界につきましても、現在ではほぼ震災前の生産状況に戻ってきてはおりますが、主に上半期前半において地震による直接的な被害に加え、原材料・部品調達に対する支障によって生産・販売活動が十分に出来なかった結果、国内生産台数は3,902千台と前年同期比18.5%の減少となりました。

このような需要環境のもと当社グループといたしましては、震災による部品供給問題にいち早く対応してお取引先へのニーズを確実に補足し、併せて新興国を中心とした拡販活動を継続的に推進してまいりましたが、連結売上高は前期比3.4%減の217億8千9百万円となりました。

一方利益面におきましては、より一層の合理化等を推進いたしました但し主に減収になったことにより連結営業利益は18億2千8百万円（前期比32.2%減）、連結経常利益は20億8千3百万円（前期比31.9%減）、連結四半期純利益は、13億8千3百万円（前期比28.4%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(自動車関連等)

新興国を中心としたグローバル拡販を積極的に推進しましたが、東日本大震災の影響により、売上高は203億8千万円（前期比4.4%減）となりました。一方利益面においては、収益改善活動を推進いたしました但し減収により、営業利益は20億2千1百万円（前期比30.0%減）となりました。

(医療機器)

既存の製品拡販に加え新製品の積極的な営業活動を推進した結果、売上高は14億9百万円（前期比12.6%増）となり、営業利益は9千6百万円（前期比20.6%増）となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、税金等調整前四半期純利益20億7千1百万円および減価償却費14億5千8百万円等の収入要因がありましたが、法人税等の支払額12億9千3百万円および有形固定資産の取得による支出20億5千8百万円等の支出要因により、前連結会計年度末と比較して16億7千8百万円（12.7%）減少し、当第2四半期連結会計期間末には115億2千4百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益、減価償却費および売上債権の増加額等により10億7千万円の収入（前年同期比50.4%減）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出等により23億9千5百万円の支出（前年同期比113.9%増）となりました。

なお、営業活動により得られたキャッシュ・フローと投資活動により使用したキャッシュ・フローを合計したフリー・キャッシュ・フローは、13億2千5百万円となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得による支出や配当金の支払額等により3億4千4百万円の支出（前年同期比282.6%増）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、上場会社として当社の株式の自由な取引が認められている以上、株式の大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、提案に応じるか否かの判断については、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであり、これらを一概に否定すべきではないと考えております。しかしながら、株式市場においては、対象会社の取締役会の賛同を得ずに、一方的に株式の大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きも少なくありません。当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方として、経営の基本理念、企業価値の様々な源泉、当社を支える利害関係者（ステークホルダー）との信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者であるべきであると考えております。従いまして、当社は、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な株式の大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

基本方針の実現に資する取組み

当社は、投資家の皆様が当社の株式に中長期的に投資していただくため、当社の企業価値および株主共同の利益を向上させる目的で、下記の1. 経営の基本方針、2. 中長期的な経営戦略、3. コーポレート・ガバナンスの取組み、を実行しております。当社は、これらの施策を通して企業価値および株主共同の利益を向上させ、ひいては当社の株式の価値に適正に反映されていくことが株主からの負託に応える経営の基本課題であると認識しております。

当社における、会社の支配に関する基本方針は、上記の目的を達成するために、短期的利益だけを求めるような敵対的買収等の対象とされにくい株式会社を構築することを目指すものであります。

基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本対応策は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、大規模買付者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。大規模買付者は、当社取締役会が大規模買付行為につき評価・意見・代替案の提示のために必要な一定の評価期間の経過後、もしくは対抗措置発動に関する株主総会決議後に大規模買付行為を開始するというものです。本対応策は、平成19年10月29日開催の取締役会において、導入を決議いたしました。平成20年6月27日および平成22年6月29日開催の定時株主総会においても可決承認されております。

概要は以下のとおりです。

イ. 特別委員会の設置

当社は、本対応策の具体的な運用が適正に行われること、ならびに当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のために適切と考える方策をとる場合におけるその判断の客観性、公正さおよび合理性を担保するために、当社取締役会から独立した第三者機関として特別委員会を設置しております。

ロ. 大規模買付者への情報提供要求

大規模買付行為を開始または実行しようとする大規模買付者は、事前に当社取締役会に対し、本対応策に従う旨の「買付意向表明書」をご提出いただきます。当該買付意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、本対応策に定める手続きを遵守する旨および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社取締役会は、買付意向表明書を受領した日から10営業日以内に、当社取締役会に対して当初提供していただく必要情報（以下「本必要情報」といいます。）を大規模買付者に交付します。

ハ. 取締役会による評価期間の設定

当社取締役会は、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した後、大規模買付行為の評価の難易度に応じて、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全株式を対象とする公開買付けの場合には60日間、または、上記以外の大規模買付行為の場合には90日間を、当社取締役会による評価・意見・代替案の作成のための期間および対抗措置発動の適否の判断をする期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。大規模買付者は、取締役会評価期間が終了するまで、または後記「株主総会における決議」に記載された株主総会で対抗措置発動に係る議案が決議されるまでの間、大規模買付行為を開始することはできないものとします。

二. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

ア. 大規模買付者が本対応策に定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本対応策に定める手続きを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を保護ないし確保することを目的として、新株予約権の無償割当て、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、当該大規模買付行為に対抗する場合があります。

b. 大規模買付者が本対応策に定める手続きを遵守した場合

大規模買付者が本対応策に定める手続きを遵守した場合には、当社は原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。この場合には、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する評価・意見・代替案をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。ただし、本対応策に定める手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく毀損すると判断される場合には、外部専門家等の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会は企業価値および株主共同の利益の保護ないし確保を目的として対抗措置をとることがあります。

c. 株主総会における決議

当社取締役会は、特別委員会が対抗措置の発動につき株主総会の決議を経ることが相当であると判断し、特別委員会から具体的対抗措置の発動に係る株主総会の招集を勧告された場合には、速やかに株主総会を招集し、具体的対抗措置の発動に関する議案を付議するものとしています。

ホ. 本対応策の有効期間、廃止および変更

本対応策の有効期間は平成22年6月開催の定時株主総会終結の時までとしておりましたが、当該定時株主総会において本対応策の継続について承認が得られましたので、本対応策の有効期間を当該定時株主総会終了後から平成24年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとしております。ただし、本対応策はかかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会または取締役会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応策は当該決議に従い、その時点で廃止されるものとしています。

上記の取組みについての取締役会の判断および判断に係る理由

当社取締役会は、以下の理由から、本対応策が「会社の支配に関する基本方針について」に沿い、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上につながり、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- イ. 本対応策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則」を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。
- ロ. 本対応策は、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が評価・意見・代替案を提示するために必要かつ十分な情報や時間の確保を求め、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもったものです。
- ハ. 本対応策は有効期間を約2年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応策は当該決議に従い、その時点で廃止されるものとしています。更に、対抗措置の発動に関し、株主総会が開催された場合、当社取締役会は当該株主総会の決議に従うものとされており、そのため、本対応策は、株主の合理的な意思が反映される仕組みとなっております。
- ニ. 当社は、本対応策における対抗措置の発動、または修正・変更等の運用に際して、対抗措置発動等を含む実質的な判断を客観的に行う諮問機関として特別委員会を設置しております。そのため、本対応策の運用に際しては、当社取締役会による恣意的な判断が排除され、その判断の客観性、公正さおよび合理性が担保される仕組みとなっており、特別委員会は、当社経営陣からの独立性が高い当社社外監査役2名を含む委員3名により構成されております。更に、特別委員会は、その職務の執行にあたり、当社の費用負担において当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができます。
- ホ. 本対応策は、「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。
- ヘ. 本対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、廃止することができるものとして設計されております。したがって、本対応策はデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本対応策は、スローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費は、2億7千9百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	45,790,000
計	45,790,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	13,084,700	13,084,700	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 100株であります。
計	13,084,700	13,084,700	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日		13,084,700		2,960		2,571

(6)【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(株)佐賀鉄工所	神奈川県藤沢市高谷129番3号	2,015	15.40
ビービーエイチフォーフィデリ ティーロープライスストック ファンド (常任代理人株式会社三菱東京UFJ 銀行)	40 WATER STREET, BOSTON MA 02109 U.S.A. (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	1,010	7.72
(有)みふじ	横浜市戸塚区品濃町536番地4中央街区B棟 1906号	716	5.47
加藤一彦	横浜市保土ヶ谷区	624	4.77
日本トラスティ・サービス信託銀 行(株)(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	613	4.69
日本マスタートラスト 信託銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	545	4.17
パイオラックス取引先持株会	横浜市保土ヶ谷区岩井町51番地	406	3.11
パイオラックス従業員持株会	横浜市保土ヶ谷区岩井町51番地	384	2.93
加藤千江子	横浜市保土ヶ谷区	382	2.92
加藤正行	神奈川県鎌倉市	313	2.40
計	-	7,012	53.59

(注)上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) 544千株

日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口) 477千株

フィデリティー投信(株)およびその共同保有者であるエフエムアールエルエルシー(FMR LLC)から、平成23年6月20日付の大量保有報告書に係る変更報告書の写しの送付があり、平成23年6月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株式等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
フィデリティー投信(株)	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー	株式 86,200	0.66
エフエムアールエルエルシー (FMR LLC)	82 Devonshire Street, Boston, Massachusetts 02109, USA (米国 02109 マサチューセッツ州ボスト ン、デヴォンシャー・ストリート 82)	株式 1,010,000	7.72

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 202,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,879,000	128,790	-
単元未満株式	普通株式 2,800	-	-
発行済株式総数	13,084,700	-	-
総株主の議決権	-	128,790	-

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社 バイオラックス	横浜市保土ヶ谷区 岩井町51番地	202,900	-	202,900	1.55
計	-	202,900	-	202,900	1.55

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
専務取締役	H R室長兼E R P推進部長	専務取締役	H R室長	村井 幸男	平成23年8月8日

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,035	11,357
受取手形及び売掛金	9,971	11,034
有価証券	287	187
商品及び製品	2,500	2,663
仕掛品	1,112	1,040
原材料及び貯蔵品	1,066	1,081
その他	1,590	1,665
貸倒引当金	31	36
流動資産合計	29,532	28,993
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	4,005	4,196
機械装置及び運搬具(純額)	4,195	4,298
工具、器具及び備品(純額)	1,440	1,590
土地	4,672	4,740
リース資産(純額)	30	35
建設仮勘定	646	788
有形固定資産合計	14,991	15,649
無形固定資産	697	547
投資その他の資産		
投資有価証券	9,867	9,930
その他	773	1,075
貸倒引当金	0	1
投資その他の資産合計	10,640	11,004
固定資産合計	26,329	27,202
資産合計	55,861	56,195

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,124	2,433
短期借入金	184	313
未払法人税等	1,352	688
賞与引当金	691	700
引当金	136	11
その他	2,433	2,379
流動負債合計	6,923	6,526
固定負債		
引当金	47	64
資産除去債務	17	18
負ののれん	1 34	1 17
その他	2,134	2,042
固定負債合計	2,234	2,141
負債合計	9,158	8,668
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,960	2,960
資本剰余金	2,696	2,696
利益剰余金	42,976	44,170
自己株式	353	630
株主資本合計	48,280	49,197
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	429	277
繰延ヘッジ損益	-	5
為替換算調整勘定	2,277	2,261
その他の包括利益累計額合計	1,848	1,989
少数株主持分	271	319
純資産合計	46,703	47,527
負債純資産合計	55,861	56,195

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
売上高	22,559	21,789
売上原価	16,626	16,655
売上総利益	5,933	5,134
販売費及び一般管理費	1 3,235	1 3,305
営業利益	2,698	1,828
営業外収益		
受取利息	11	11
受取配当金	8	11
持分法による投資利益	391	175
その他	75	90
営業外収益合計	486	288
営業外費用		
支払利息	7	6
固定資産廃棄損	8	3
為替差損	90	8
その他	20	14
営業外費用合計	126	33
経常利益	3,058	2,083
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	17	-
災害損失引当金繰入額	-	11
災害による損失	-	0
特別損失合計	17	11
税金等調整前四半期純利益	3,041	2,071
法人税等	1,094	663
少数株主損益調整前四半期純利益	1,947	1,407
少数株主利益	13	23
四半期純利益	1,933	1,383

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,947	1,407
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	63	44
繰延ヘッジ損益	-	5
為替換算調整勘定	336	32
持分法適用会社に対する持分相当額	92	111
その他の包括利益合計	492	129
四半期包括利益	1,454	1,277
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,461	1,242
少数株主に係る四半期包括利益	6	35

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	3,041	2,071
減価償却費	1,466	1,458
負ののれん償却額	18	17
持分法による投資損益(は益)	391	175
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	17	-
デリバティブ評価損益(は益)	14	13
退職給付引当金の増減額(は減少)	12	15
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	7	-
賞与引当金の増減額(は減少)	0	8
役員賞与引当金の増減額(は減少)	6	10
工場移転損失引当金の増減額(は減少)	-	17
災害損失引当金の増減額(は減少)	-	34
貸倒引当金の増減額(は減少)	13	5
受取利息及び受取配当金	19	22
支払利息	7	6
固定資産廃棄損	8	3
売上債権の増減額(は増加)	964	1,045
たな卸資産の増減額(は増加)	225	103
仕入債務の増減額(は減少)	108	202
その他	83	26
小計	3,084	2,305
利息及び配当金の受取額	49	65
利息の支払額	7	6
法人税等の支払額	969	1,293
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,157	1,070
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	90	-
有価証券の売却による収入	-	100
有形固定資産の取得による支出	1,147	2,058
有形固定資産の売却による収入	27	8
無形固定資産の取得による支出	69	46
投資有価証券の取得による支出	1	104
その他	18	295
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,119	2,395

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	66	125
少数株主からの払込みによる収入	21	13
自己株式の取得による支出	0	277
配当金の支払額	163	195
少数株主への配当金の支払額	0	-
その他	13	8
財務活動によるキャッシュ・フロー	89	344
現金及び現金同等物に係る換算差額	96	9
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	850	1,678
現金及び現金同等物の期首残高	11,077	13,203
現金及び現金同等物の四半期末残高	11,928	11,524

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1. 税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

【追加情報】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)	
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

- 1 無形固定資産であるのれんと相殺した差額を記載しております。
相殺前の金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
のれん	19百万円	12百万円
負ののれん	53百万円	29百万円

(四半期連結損益計算書関係)

- 1 販売費と一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
給与手当	944百万円	975百万円
荷造発送費	866百万円	820百万円
減価償却費	292百万円	279百万円
賞与引当金繰入額	181百万円	213百万円
退職給付引当金繰入額	7百万円	5百万円
役員退職慰労引当金繰入額	0百万円	-百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額と関係は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
現金及び預金勘定	11,761百万円	11,357百万円
預金期間が3ヶ月を超える定期預金	20百万円	20百万円
有価証券勘定	389百万円	187百万円
取得日から満期日までの期間が 3ヶ月を超えるもの	202百万円	-百万円
現金及び現金同等物	11,928百万円	11,524百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	163	12.50	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間
末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年11月8日 取締役会	普通株式	195	15.00	平成22年9月30日	平成22年12月10日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	195	15.00	平成23年3月31日	平成23年6月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間
末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年11月8日 取締役会	普通株式	193	15.00	平成23年9月30日	平成23年12月12日	利益剰余金

株主資本の金額の著しい変動

当社は、当第2四半期連結会計期間において、平成23年8月8日開催の取締役会における自己株式の取得決議に基づき、自己株式の取得を行いました。この自己株式の取得及び単元未満株式の買取りにより、自己株式が277百万円増加し、当第2四半期連結会計期間末において自己株式が630百万円となりました。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	自動車関連等	医療機器	合計
売上高			
外部顧客に対する売上高	21,308	1,251	22,559
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-
計	21,308	1,251	22,559
セグメント利益	2,885	80	2,966

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	2,966
全社費用(注)	296
セグメント間取引消去	23
その他の調整額	6
連結損益計算書の営業利益	2,698

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
重要な該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	自動車関連等	医療機器	合計
売上高			
外部顧客に対する売上高	20,380	1,409	21,789
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-
計	20,380	1,409	21,789
セグメント利益	2,021	96	2,117

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	2,117
全社費用(注)	313
セグメント間取引消去	24
その他の調整額	0
連結損益計算書の営業利益	1,828

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
重要な該当事項はありません。

(金融商品関係)

前連結会計年度末に比べて著しい変動はありません。

(有価証券関係)

前連結会計年度末に比べて著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度末に比べて著しい変動はありません。

(企業結合等関係)

重要な該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり四半期純利益金額

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 152.97円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 109.88円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	1,933	1,383
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,933	1,383
期中平均株式数(千株)	12,638	12,593

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)
<p>当社は、平成23年10月11日開催の取締役会において、当社連結子会社である(株)パイオラックス メディカル デバイスの新規工場建設を決議いたしました。</p> <p>1. 建設の理由 医療機器に対する需要の増加に伴い、生産能力拡大を図るため。</p> <p>2. 建設する工場の概要 資産の内容：(株)パイオラックス メディカル デバイス生産拠点 所在地：神奈川県横浜市戸塚区上矢部工業団地 敷地面積：3,188 m² 第一期建設予定建物延床面積：5,012 m² (将来予定する第二期工事竣工時：6,742 m²) なお、当該敷地は株式会社パイオラックスが所有しております。</p> <p>3. 予定投資総額 約20億円(新工場建設費用、新規生産設備等投資費用)</p> <p>4. 竣工予定 平成25年9月予定</p> <p>5. 子会社売上計画 平成28年3月期に50億円を中期経営計画で見込んでおります。</p> <p>6. 今後の業績に与える影響 当該計画による平成24年3月期の当社業績予想への影響は軽微です。</p>

2【その他】

平成23年11月8日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額・・・・・・・・・・193百万円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・15円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・平成23年12月12日

(注) 平成23年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月11日

株式会社パイオラックス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本 正一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷口 公一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社パイオラックスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社パイオラックス及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。